

議案第29号

沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山公一



## 沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

### （施設）

第4条 センターに福祉センターを置く。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条の次に次の3条を加える。

### （使用料）

第5条の2 福祉センターを使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

### （使用料の減免）

第5条の3 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### （使用料の還付）

第5条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条を次のように改める。

### （使用対象者）

第6条 福祉センターを使用できる者は、市内に居住する者とする。

第8条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中の「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第14条及び第15条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第16条を次のように改める。

### （利用料金）

第16条 市長は、第7条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

- 2 前項の場合においては、第5条の2の規定にかかわらず、福祉センターを使用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、第5条の2の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、規則で定める場合その他市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第16条」を「第5条の2」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。